

市長記者会見記録

日時：2025年7月1日（火）14時00分～15時21分

場所：本庁舎2階 記者会見室1・2

議題：株式会社セブン－イレブン・ジャパンとAED設置に関する協定を締結しました【健康福祉局】、民間事業者と遺贈寄附に係る協定を締結しました【財政局】

<内容>

【議題】

《株式会社セブン－イレブン・ジャパンとAED設置に関する協定を締結しました》

【司会】 ただいまから、市長記者会見を始めます。

まず、本日1つ目の議題は、「株式会社セブン－イレブン・ジャパンとAED設置に関する協定を締結しました」となっております。

まず初めに、本日の記者会見に御同席いただいている方を御紹介いたします。

株式会社セブン－イレブン・ジャパン様から、京浜ゾーン ゾーンマネジャー、木下隆元様。

【木下氏】 よろしくお願ひします。

【司会】 川崎中央地区ディストリクトマネジャー、鮫嶋智之様。

【鮫嶋氏】 よろしくお願ひいたします。

【司会】 川崎北地区ディストリクトマネジャー、岩崎慎太郎様。

【岩崎氏】 よろしくお願ひします。

【司会】 川崎武蔵中原店オーナー、阿部央様。

【阿部氏】 よろしくお願ひします。

【司会】 川崎市ノ坪南店オーナー、松尾俊秀様。

【松尾氏】 よろしくお願ひします。

【司会】 川崎有馬7丁目店オーナー、程塚浩貴様。

【程塚氏】 よろしくお願ひします。

【司会】 川崎三田1丁目店オーナー、金子大輔様。

【金子氏】 よろしくお願ひします。

【司会】 川崎出来野店オーナー、安藤陽様。

【安藤氏】 よろしくお願ひします。

【司会】 川崎市役所前店オーナー、相川政彦様。

【相川氏】 いつも御愛顧ありがとうございます。よろしくお願ひします。

【司会】 それでは、福田市長から本議題について御説明いたします。

市長、よろしく申し上げます。

【市長】 川崎市と株式会社セブン-イレブン・ジャパン様との間で、コンビニエンスストアへのAED設置に関する協定の締結に至りましたので、お知らせさせていただきます。

セブン-イレブン・ジャパン様におかれましては、日頃から、地域活性化包括連携協定に基づいて、市民サービスの向上及び地域の活性化に積極的に御協力いただき、改めて感謝を申し上げます。

本市では、市施設にAEDを設置しておりますが、その多くは、夜間や休日は閉庁しているため使用できないという課題がございました。今回、市民にとって身近なコンビニエンスストアにAEDを設置することで、市内で24時間使用可能なAEDを増やし、夜間・休日を問わず緊急時の救命活動ができる地域づくりを進めるものでございます。

突然の心停止が発生した際、市民の命を守るためには、救急隊が到着するまでの間に、その場に居合わせた人による速やかな応急手当が大変重要となります。今回の協定締結により、適切な救命活動の実現と、さらなる救命率の向上につながるものと期待しております。

本市といたしましては、こうした取組を通じて市民の安全・安心を支えることで、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

なお、AED設置店舗に掲示するステッカーのキャラクターとして、川崎市を拠点に活躍するプロバスケットボールクラブ「川崎ブレイブサンダース」のマスコット、「ロウル」を採用しました。ロウルのチャームポイントは稲妻型のマークです。AEDのイメージに合うものと考え、ブレイブサンダースに相談したところ、御快諾をいただきました。

私からは以上です。

【司会】 続きまして、本日御同席いただきました、京浜ゾーン ゾーンマネジャー、木下隆元様から御挨拶をいただきたいと思っております。

木下様、よろしく申し上げます。

【木下氏】 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、京浜ゾーン ゾーンマネジャーの木下と申します。

このたびは、川崎市様と御連携を賜りましてAED200台を超える配備をいただくことになりました。この場をお借りしまして、誠にありがとうございました。

今、川崎市にはセブン-イレブンの店舗が268店舗ほどございます。これまでも川崎市様と御一緒に、2009年には地域の活性化包括連携協定、また、2012年4月には高齢者の見守りネットワーク事業であるとか、様々な御連携を賜っております。我々としましても、少しでも「近くて便利」というスローガンの下、よりお客様にとって「近くて便利」、そしてまた行政の皆様、市の方と連携をとりまして、少しでも安心・安全なまちづくりの一助として取組をさせていただければということで、また今般このような形で御一緒にお取組をすることができました。引き続き、また市民の皆様、少しでも安心・安全のまちづくりの一助として取組をさせていただきたいと思っておりますので、引き続き何とぞよろしくお願いいたします。

このたびは、誠にありがとうございました。

【司会】 それでは、本議題に関する質疑応答に入らせていただきます。

なお、市政一般に関する質疑につきましては、2つの議題の質疑が終了後、改めてお受けいたします。

それでは、初めに幹事社様からよろしくお願いいたします。

【神奈川（幹事社）】 神奈川新聞です。

まず、セブン-イレブンさんと結んだのはどういう理由があるんですか。さらに今後、ほかのコンビニエンスストアさんとの提携なども考えられているのでしょうか。

【市長】 先ほど御説明させていただきましたように、地域活性化に関する包括連携協定を結ばせていただいて、様々な取組をセブン-イレブンさんと一緒にやってきましたと、そういう経緯がございます。その中で、市内のコンビニエンスストアで最も店舗数が多く、本当に市民の皆さんにより身近なところであるということから、セブン-イレブンさんにお声がけをさせていただいて、御協力をいただいたということになります。

今後はその使われ方だとかをしっかりと検証して、事業者様の御意向などはあると思いますので、お声がけさせていただくということはあるかもしれませんが、現時点ではセブン-イレブン様ということになります。

【神奈川（幹事社）】 今おっしゃっていたと思うんですけども、改めて期待することとか、どういうところに……、まず周知だとは思いますが、その辺の周知活動についてもどういうふうにしていこうかというような市の考え方があれば教えてください。

【市長】 先ほども説明しましたがけれども、やはり公共施設だと使えるところが24時間は開いていないとかいうこともありますので、今回設置することによって市全体

では913台となりますけれども、今回の208台は非常に、24時間ということに対応していただけるということなので、208店舗ということでもありますので、多くのセブン-イレブンに行けばAEDがあるということ、市民の皆さんに分かりやすく伝わるのではないかと考えています。公共施設以上に伝わりやすいのではないかと考えていますし、今回、ブレイブサンダースさんの御協力をいただいて、ロウルを、キャラクターを使わせていただいて、ちょっと、より身近に感じてもらえるということが、この3者でできたことの意義は大きいと考えています。

【司会】 幹事社様以外で、お願いします。

東京新聞さん、お願いします。

【東京】 東京新聞です。

私も大学時代4年間、多いときは週7でセブン-イレブンで働いていたので、皆様の制服を見て、とても親近感が沸きます。

今回、市内で268店あるうち208店ということなんですけれども、セブン-イレブンさん、中には駅構内にあるお店だったり、いろんな業態というか、形態でやっていらっしゃるかなと思うんですけれども、今回置くタイプのお店はどのようなタイプで、置かない、置けないお店はどのようなタイプとか、例えば、ほかの店舗と近過ぎるからとか、どういう理由でこの208店舗なのかを教えてくださいませんか。

【木下氏】 ありがとうございます。

最終的には加盟店オーナーとお打合せの下で、最終的にはその設置意向を伺いながら御一緒に段取りを進めていくということで、一旦、208という数字に現状なっていると御認識いただければと考えております。よろしくお願いします。

【東京】 今後、調整次第でもっと増える可能性もあるという形でしょうか。それとも、しばらくは208でいく形。

【木下氏】 はい。今、一旦は208ということで、また今後については御連携ということになるかと思っておりますので、まずは208ということで御認識いただければと思います。

【東京】 ありがとうございます。

【司会】 朝日新聞さん、お願いします。

【朝日】 すみません、細かい点なんですけれども、208店舗全て24時間営業でしょうか。

【木下氏】 そこはすみません、ちょっと担当の者と、改めて御回答させてもらってもよろしいですか。

【朝日】 そうですか。じゃあ、24時間営業のお店が何店舗、そうでない店舗が何店舗という形でお答えいただけますでしょうか。

【木下氏】 分かりました。では改めて後ほど、担当の者より御回答させていただきます。

【朝日】 これは店のどの辺りに置くのでしょうか。

【木下氏】 店舗の、掲示する、まあ場所によるんですけども、お店によるんですが、お客様、あとはお店の従業員が分かるようにということで、何かしら掲示物をつけながら、店舗によって設置場所というのはおのおの決めていくということで、今進めております。

【朝日】 これ、お店の人がAEDで応急処置することは想定しているのでしょうか。夜間とかだと店舗の人数が限られているので、例えば、市民が店に駆けつけて救助を求めた場合、店を離れられないということも想定されると思うんですけども、そういったケースについてはどうされるおつもりなのでしょうか。

【木下氏】 先ほど申し上げたように、基本的にはお客様にも目に入るような場所にまずは掲示するというで考えておりまして、どうしてもスペース上の問題ということになると、個々のお店でお打合せを進めていくということです。日頃からこの場所にありますというの、そのものと、あと掲示物で周知を、お店のほうではしていただくと思っております。

【朝日】 いや、質問の趣旨は、市民が店に行ってAEDを使って助けてくださいといったときに、店員、店の関係者が店を離れて要救護者に対してアプローチできるかという質問ですけども。

【市長】 ちょっと、じゃあ、私からでよろしいですか。

これは、セブンイレブン様の店舗の方に救命活動していただくことをお願いしているということではありません。あくまでも設置についての御協力をいただいております。ただ、こういうものなんだ、どういう使い方なんだというのは、動画でもって研修などで使っていただいて、視聴していただいて理解を深めていただくことはさせていただこうと思っております。

【朝日】 では、あくまで市民が使うことが原則であるということですか。あくまで、要救助者に接していた市民が応急処置をすることが原則で。

【市長】 そういうことです。

【木下氏】 そうです。

【朝日】 場所を貸しているような状態であるということですね。

【木下氏】　そうですね。あくまでも、その場でお渡しして、同行するとかそういうことはいたしませんので、説明をすとかということも基本的にはいたしません。

【朝日】　特にそこで設置料などは発生しないという理解でよろしいんですか。

【木下氏】　はい。特にございません。

【朝日】　ありがとうございます。

【司会】　産経さん、お願いします。

【産経】　産経新聞の橋本です。よろしくお願いします。

これは令和7年10月で913台になるということなんですけれども、今705台あるということですか。

【市長】　事務方からいいですか。

【健康福祉局】　川崎市の公共施設に705台が設置されているということでございます。

【産経】　今度セブーンイレブンに設置されることで、夜間の利用が増えるんじゃないかという期待をさっき語られていましたけれども、現段階で705台あって、使用実績はどれぐらいなのかということと、これがセブーンイレブンに置かれることによってどれくらい使われるんじゃないかという、その見立てがあればお願いします。

【市長】　まず後段のほうからお話しすると、使われない状況というのが最も望ましいわけではありますけれども、身近なところにAEDがあるという安心と、それから、いざといったときの安全という意味では、この効果というのは非常に大きいだろうなと思います。

前段の部分については、事務方からでもよろしいでしょうか。

【健康福祉局】　今、705台置かれているものの使用実績でございますけれども、大体1年間に4件から5件ぐらいの平均になるかと思えます。使用実績でございます。

【産経】　分かりました。ありがとうございます。

【司会】　読売さんで。

【読売】　読売新聞と申します。

今回のお取組につきまして、いつ頃から検討を始められたのかということと、どちら側からの働きかけだったかということと、何がきっかけであったのかというのが、もし明らかにできれば教えていただければと思います。

【市長】　では、事務局から、きっかけの話を。

【健康福祉局】　今回の取組に関しましては、先ほど御説明にもありましたけれども、川崎市のほうで日頃から市の事業に御協力いただいておりますセブーンイレブン様に、

このAEDを置けないかという働きかけをさせていただいたのがきっかけでございます。今年度の予算として計上されてございますので、具体的にこの取組を検討したのは昨年度からという形になっております。

【読売】 ありがとうございます。

それから、今、木下さんの御説明だと店舗内で設置するという受け止めだったんですけども、お店によってはバックヤードみたいなところに置くところもあるという感じでしょうか。

【木下氏】 はい。この後、随時お店と打合せということになるかと思うんですが、まず第一に、視認していただくということが大事だと思っております、設置したあかつきには入り口付近にポスターの掲示、ステッカーの掲示みたいなものは行いうんですが、現物がやっぱり目の前にあると、例えば、緊急時に「あっ、それを貸してほしいんです」ということで、すぐに市民の方からお声がけがいただけると思っておりますので、まず見える場所への設置。そこに、さらにステッカーなり、何かしら表示物をつける。そして、なかなかスペースの加減で設置ができないということで、それを諦めるのかどうかという話になってくるんですが、諦めてしまうと、先ほどのお話のとおり緊急時の対応という機会を失ってしまうので、周知がまずできるということであれば、例えば、バックヤードであるとかそういうところも柔軟に対応させていただこうかとは考えております。

【読売】 ありがとうございます。では、基本的にはまず店内での設置を目指して、難しいところはバックヤードということですね。

【木下氏】 そうですね。そのように、この後順次、個店個店で打合せを進めていく予定でございます。

【読売】 それから、すみません。細かいんですけども、木下さんの京浜ゾーンというのは、どこからどこをカバーするエリアなんでしょうか。

【木下氏】 主に東京都心部、場所で言いますと、我々のくくりで申し上げますと、例えば渋谷、あと品川、目黒、大田区のどちらかという神奈川県寄りのエリアになるんですが、その4つと、あと神奈川の都心部である横浜市、川崎市のエリアを、一応網羅している状況です。

【読売】 神奈川県内では、横浜と川崎をカバーするゾーンということですね。

【木下氏】 そうですね。横浜も全てということではないんですが、そのような形になっております。

【読売】 横浜や川崎の臨海部というイメージでしょうか。

【木下氏】 そうですね。

【読売】 ありがとうございます。

それから、これは市側にちょっとお尋ねしたいんですけれども、セブン-イレブン・ジャパンとのAED設置に関する協定は、神奈川県内の政令指定都市で初ということだったんですけれども、そうすると、政令指定都市に限らなければ締結している例があるのかということと、例えば、他のコンビニと同じような協定を結んでいる政令指定都市があるのかを教えてくださいませんか。

【健康福祉局】 神奈川県内ですと、中都市さんでは既に実績はあると伺っております。また、他のコンビニエンスストア事業者さんと政令市の協定という形は、調べる限りではないんですけれども、特にこういった形で200店舗以上一斉に置くということであると、事例としては珍しいと伺っております。

【読売】 ありがとうございます。

珍しいというのは、コンビニさんに伺ったということ。どこに問い合わせた珍しいというふうに。

【健康福祉局】 AEDの事業者さんですとか、あとはコンビニエンスストアの事業者さんに聞いた限りでございます。

【読売】 ありがとうございます。

【司会】 東京新聞さん、お願いします。

【東京】 すみません、川崎社長にお尋ねしたいんですけれども、今回ロウルがコラボすることに対する受け止めをお聞きしてもいいでしょうか。

【川崎氏】 はい。ちょっとまさかの展開なんですけれども。

バスケットボール界においても、試合中に選手が心停止になってしまって、AEDで対処をしてという形での救命活動は行われていますし、選手だけではなく観客も、非常にある種では身近なことだと捉えていますので、それがコンビニエンスストアという本当に生活に身近な場所に設置されるということに関しては、我々としても喜ばしいことかなと思っていますし、皆さんがおっしゃっていただいているように、それをしっかり市民の方々に周知することがすごく大事だと思っていますので、そのキャラクターといいますか、マスコットとしてロウルが採用されたところに関しては、我々としては非常にうれしいことでもありますし、しっかり周知していく責任を感じている状況です。

【東京】 ちょうどNHKさんで今日か昨日あたりに見たんですけれども、滋賀か何かのチームで、選手が試合中に倒れてしまったと。

【川崎氏】 おっしゃるとおりですね。昨シーズンに倒れられて、両チームのドクター一等が対処して一命を取り留めたということがありますので、本当に身近な事象かなと思っています。

【東京】 すみません、急に振って。ありがとうございました。

【司会】 朝日さん、お願いします。

【朝日】 すみません、細かい点で、ちょっと例外的な話をして恐縮なんですけれども、市の公共施設は外壁にAEDを設けているところがあって、その場合は夜間や休日の閉庁日でもたしか使えたと思うんですけれども、どうですか。

【健康福祉局】 おっしゃるとおりです。市民の方が手の届くところに、屋外に設置しているというものもございます。

【朝日】 では、施設が閉まっているときはその多くが使えなかったということですね。

【健康福祉局】 そうですね。

【朝日】 まあ、大半が使えなかったというような理解でよろしいですか。

【健康福祉局】 実際に24時間使用可能だというのが、大体1割ぐらいしかない状況です。そういった意味ではセブンイレブン様、24時間使用可能な形で店舗に設置いただくということは、非常に有意義であると考えております。

【司会】 ほかに御質問よろしいでしょうか。

それでは、議題は以上とさせていただきます。これより写真撮影の時間とさせていただきます。準備をいたしますので、ちょっとお時間をいただければと思います。市長とセブンイレブン・ジャパン様は、前のほうに御移動をお願いいたします。

なお、本日は川崎ブレイブサンダースのマスコットのロウルも、本活動の応援に、会場に駆けつけておりますので、一緒に記念撮影をお願いします。

(写真撮影)

《民間事業者と遺贈寄附に係る協定を締結しました》

【司会】 続きまして、2つ目の議題は、「民間事業者と遺贈寄附に係る協定を締結しました」となっております。

まず、本日の記者会見に御同席いただいている方を御紹介いたします。

READYFOR株式会社、執行役員CSOの吉川葵様でございます。

NPO法人相続・不動産サポートセンター、理事長の宮川大輝様でございます。

それでは、初めに福田市長から本議題について御説明いたします。

市長、よろしく申し上げます。

【市長】 それでは、私から、このたびの遺贈寄附に係る協定締結に当たり、御説明をさせていただきます。

超高齢社会の到来や単身高齢者の増加などに伴い、相続人のいない高齢者が増加している中、ふるさとへ社会貢献したいという思いから、地方公共団体など公益性のある団体へ寄附する方も増加しています。しかし、遺贈寄附の事務は財産の種類等により煩雑な手続を要するものであり、本市でも複雑な事案に対応することは難しい状況にありました。

こうした状況の中にあっても、市民の皆様が亡くなられた後の資産を御本人の意思に沿った形で次の世代に引き継いでいくことは非常に重要であり、その取組を進めていく必要があると考えております。

このことに対して行政が積極的に関わっていくことで、本市へ遺贈寄附を希望される皆様が気軽に相談できる環境を整備することを目的として、相続、遺贈寄附に関する専門的知識を有する民間事業者に対して協力を募集しましたところ、READYFOR株式会社様、NPO法人相続・不動産サポートセンター様の2者とそれぞれ連携協定を締結する運びとなりました。

いずれも本市の遺贈寄附に係る伴走支援の体制を備えておりますので、今後、遺贈寄附に対して、行政と民間事業者で、市民への相談支援について、しっかりと連携して取り組んでまいります。

私からは以上です。

【司会】 続きまして、本日御同席いただきました支援事業者の皆様から御挨拶をいただきます。

初めに、READYFOR株式会社、執行役員CSO、吉川葵様。よろしく申し上げます。

【吉川氏】 改めまして、READYFORで執行役員を務めております、吉川と申します。本日はこのような機会をいただき、誠にありがとうございます。

READYFORは、「みんなの想いを集め、社会を良くするお金の流れをつくる」というパーパスを掲げた、日本初、国内最大級のクラウドファンディングサービスでございます。READYFORプラットフォーム事業、それから基金事業、フィランソロピー事業など、寄附に関わる領域で一貫して10年以上活動してまいりました。

今回協定を結ばせていただきましたREADYFOR遺贈寄附サポートサービスは、2021年4月のサービス開始以来1,300件以上のお問合せをいただくなど、全国から大変多くの反響をいただいております。自治体様としては、兵庫県、それか

ら大阪市西区様と提携の実績がございますが、関東の市区町村としては川崎市様が初めての協定先となります。

それでは、こちらのスライドに即してもう少し御説明をさせていただきたいと思いますが、こちらが本協定の全体像となっております。

本協定では、寄附者様御本人が直接READYFORの窓口に御相談されるケースだけでなく、川崎市様への直接のお問合せ、弊社が提携する金融機関、終活事業者等の専門家への御相談も含めて、寄附に関する幅広い御相談を承ります。寄附者様と御意向を確認し、資金使途や受入れについて川崎市様と都度連携をさせていただきます。

その後、④のプロセスにおいて、身元保証、死後事務委任契約についての御紹介を希望される方向けには終活事業者の御紹介も行いますし、⑤のプロセスにおいては、寄附者様の希望される金融機関、終活事業者等において遺言書の作成をしていただきます。寄附者様の遺言作成申込み状況については市に御報告をさせていただき、寄附者様が希望されるケースにおいては、市からお礼状などの発行をいただくような手続もさせていただきます。

寄附者様が最終的にお亡くなりになりますと、8のプロセスに記載させていただいているとおり、中間支援財団等を活用して現金化した資産を市に助成をし、寄附者様の御意向に沿った寄附が川崎市様に最終的に届く形となっております。

続いて、次のスライドで将来的な構想としての遺贈版川崎モデルについて御紹介をさせていただきます。

川崎モデルといえば、知財を活用した市内の中小企業支援の成功例として全国的に有名になった取組がございますが、遺贈版川崎モデルでは、川崎市様がハブとなって、市民の皆様の思いを実現するために民間事業者のリソースを活用するモデルを示しております。

具体的には、READYFORが提供している地域金融機関、士業、終活事業者、それから不動産事業者が市民の方のお悩み事に関する御相談を承りまして、もろもろの不安を解消することによって、寄附という形で川崎市に貢献したいと思っていただけるような仕組みをつくっていきたいと考えております。

終活に係る不安ですとか、金銭的な不安など、目の前の生活に深く根差す心配が解消されないことには、寄附の意向というのはなかなか醸成しづらいという課題がございます。まずは市民の方のお悩みに寄り添い、事業者と連携しながら、様々な入り口で御相談をいただき、結果として川崎市に資産を残したいという方がいらっしゃれば、その思いを実現するお手伝いができればと考えております。

弊社からは以上とさせていただきます。

【司会】 続きまして、NPO法人相続・不動産サポートセンター理事長、宮川大輝様、よろしくお願いします。

【宮川氏】 相続・不動産サポートセンターの宮川と申します。このたびは、遺贈寄附に関わる支援事業実施者に選んでいただきまして誠にありがとうございます。

我々は、遺贈寄附というニーズが増える一方で、遺贈寄附が実現しないという社会課題を解決するための団体でございます。

この課題というのが、売れない不動産、つまり負動産の問題でございます。この負動産というのは、簡単に言いますと、活用が難しくて売却が困難な不動産のことを総称しております。イメージすると、山林ですとか、原野ですとか、別荘地、地方の空き家、空き地などを指します。こうした負動産が含まれる遺贈寄附というのは受け付ける団体もリスクを伴うため、実際に遺贈寄附が実現できないというのが現状でございます。

そこで、我々が川崎市様に御提案させていただいたのが、当団体が負動産を含む包括遺贈を受遺者としてお受けして、川崎市は受遺者としてのリスクを回避した形で現金をお手元に残していただくというようなスキームを御提案させていただきました。

こちらにあるとおり、寄附者様からまず当団体のほうで財産をお預かりします。そこから有価証券ですとか不動産、動産等の換金しやすいものはすぐに換金をします。負動産に関しましては、費用を頂戴してお引取りをします。そして残置物の撤去ですとか死後事務、葬儀、埋葬等は当団体で全て行ってまいります。この中でプラスの財産からマイナスの財産を差し引き、そこからそこにかかった経費を差し引いた現金を指定寄附という形で川崎市にお届けをするというスキームでございます。

こうしたスキームが実際実現できる理由というのが2つございまして、1つは、国土交通省の空き家・空き地のモデル事業者として2年連続で採択いただいた実績があり、また、この負動産を有料で引き取るというサービスを行っている大希企画株式会社という会社と連携できるから。2点目が、相続や終活における専門士業が400事務所、また終活事業者が200事業者加盟しております一般社団法人士希の会と連携できるからという理由です。これは、いずれも私が代表を務めている法人となります。

このスキームから、少し時系列を示したものが次のスライドになります。ちょっとお時間の関係で細かいところは割愛しますが、市民の方々が遺贈寄附をしたいと思ったときに、士希の会の提携士業の先生方と連携をして、実際に思いを確かなものに、遺言書を作成します。そこから、その方がお亡くなりになったときに、スムーズに、

また安全に現金をお届けする役割として、当団体がまた活躍します。

今回の川崎市様の取組に関しては、非常に素晴らしいものだと考えております。この取組によって、より多くの市民の方々が川崎市に愛着や誇りを持って、豊かに生きていくことと思います。私自身も亡き父の財産を寄附するという決断をした1人なので、よくそこは分かります。

この協定を経て、遺贈寄附の伴走支援だけではなくて、川崎市に遺贈寄附をしたい、寄附したいと思ってもらえるような人が多く増えるように、我々、全力で支援をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【司会】 それでは、本議題に関する質疑に入らせていただきます。

初めに、幹事社様から。

【神奈川（幹事社）】 神奈川新聞と申します。

そもそもどうしてこういうことを行政からやろうというか、そもそものきっかけを教えてくださいませんか。

【市長】 私が市長になってからも、何件も遺贈したいというお声をいただいて、実際にいただいたことも何件もあります。一方で、遺贈の意思はあってもなかなかその資産の内容が複雑で、権利関係も非常に複雑になっていると、それを役所のほうで全部整理するというのは非常に困難なんです。

窓口も、例えば故人になられた方が市民文化局にこれまでお付き合いがありましたと言ったら、市民文化局でまず整理をしてみたいな、そういうことも行っていたんです。ですから窓口がすごくバラバラというか、遺贈したいと言っても役所でどう受け止めるかという窓口がなかったんです。

そういった中で、これからますます超少子高齢化で、そして単身の方、高齢者も増えていき、遺贈したいという方がこれからも増えていくと思います。ただ、先ほどお二人からお話があったように、意思はあるんだけど非常に事務が煩雑だということもあって、私たち役所としても非常に難しいというところを、こういった事業者の皆さんと協力することによってその意思をちゃんと受け止められる仕組みをつくりたいということで、数年前からこの話を財政局が中心となって進めてきて、ようやく今日を迎えることができたということでございます。

【神奈川（幹事社）】 川崎市さんには、結局窓口的などころを置くということになるんですか。これからなんでしょうけれども、そういう意思がある人は結局どこに行くことになるんですか。

【市長】 直接ということもあり得るでしょうし、私どものところに相談窓口という

か、一応、遺贈についてはこちらにという形で御案内する、適切な方法で御紹介したりという形に進むことになります。

【神奈川（幹事社）】 逆に、皆さんが市とやるメリットというか、どういうメリットがあるんですか。メリット、デメリットというか。自分たちでお客さんを取りに行かなくて済む分、楽になるとか？ よく分からないんですけども、一緒に組む理由を、ちょっと。

【宮川氏】 当団体として川崎市さんと組むメリットですね。この遺贈寄附というものに触れて、これは私個人の話で大変恐縮なんですけれども、遺贈寄附という業界ですとか団体、その寄附する方々と触れ合って、その方々を見ていて、とても豊かに、幸せに暮らしているなど感じました。で、それに携わっている我々もすごく幸せな気持ちになりました。なので、この原体験を多くの人に届けたいという気持ちも日頃から常にありまして、そのタイミングで川崎様でそういった伴走支援をする団体を公募するということがあったので、我々がお受けして、プレゼンをさせていただいたという経緯になります。なので、メリットとしては、我々の考え方ですとかサービスがより多くの人にお伝えすることができて、豊かな日本をつくれるんじゃないかなと考えております。

【吉川氏】 では、ちょっと私からも。

この遺贈寄附を御活用される方の9割以上が、お一人様、お二人様とって、お子様がいらっしゃる方なんです。今、60歳以上の方々の中で生涯お子様をお持ちにならない方というのが人口の約6分の1を占めている。こうした方々が潜在的には死後の残余財産を世の中のために活用することを検討される予備軍だというふうに考えている一方、実際にこのサービスを知らないがゆえにお金の残し方を誤ってしまうというか、結果、何も策を講じずにお亡くなりになった場合って、休眠預金化したり、最悪、不動産については空き家問題化したりと、そのこと自体がやっぱり複雑な社会課題につながってしまうという問題意識があります。

今回、川崎市様を通じてこうしたサービスの存在が広く市民の皆様には知らしめられることを通じて、少しでもそうした社会課題の源泉になるような事態を防ぐとともに、残していただいたお金を川崎様に有効に御活用いただく、そうしたことができれば本当に三方よしというか、誰もアンハッピーにならない構図がつかれると思いますので、それをやっぱり川崎市様と連携してやってきていきたいと考えたのが、我々にとってのやっぱり一番のメリットだと考えております。

【神奈川（幹事社）】 ありがとうございます。

【t v k（幹事社）】 幹事社のテレビ神奈川です。よろしくお願いします。

READYFORさんに1つだけ確認したいのですが、今回、3団体目ということなんですが、ほかにどこと連携を結ばれているのか教えてください。

【吉川氏】 自治体さんとしては兵庫県様。それから、市区町村では大阪市西区、こちらの2自治体と2023年の夏頃から連携をさせていただいてございます。

【t v k（幹事社）】 ありがとうございます。

その中で実績としてどれぐらい相談があるのかや、そこでの役割についてどのように受け止めているか、教えてください。

【吉川氏】 最終的なお金の残し先として当該県あるいは当該県に含まれる市町村にお金を残すという判断をされたお客様は、やはり複数件ございまして、実績としても出ているというふうには認識しているんですが、今回の連携も同様ですけれども、やはり直接お問合せをいただいた場合に、それが必ずしもこの自治体を通じた広報活動を経てきたものなのかそうでないのかというのを、我々としてもちょっと特定ができないところもございまして、ひょっとしたら我々が最終的な残し先として認識をしている以上の遺贈寄附の御検討者様というのが、我々を通じて最終的に遺贈寄附の意思決定をされたという事例があるのではなかろうかというふうには想像しております。

【司会】 幹事社様以外で。

朝日新聞さん、お願いします。

【朝日】 朝日新聞でございます。

READYFORさんは、クラウドファンディング会社という理解でよろしいでしょうか。

【吉川氏】 それは我々の事業の中の一つと御理解いただければと思います。

【朝日】 では、何会社とかがって形容詞はどうすればよろしいですか。

【吉川氏】 社会貢献事業というのが一番近いかなというふうに思うんですが、ちょっと難しい言葉で言うと、フィランソロピー事業とか、そういった業態かなとは自認しております。

【朝日】 なるほど。

協定書を読むと、川崎市とこの2社の間には報酬が発生しないということなんですけれども、2社様の報酬は寄附者から頂く形になるんですか。

【吉川氏】 寄附の形態にもよるんですが、シンプルな現金を通じた寄附とかですと手数料等は一切いただいているんですけれども、複雑資産を含めた御寄附、遺贈寄附等になると、一部その資産の中から手数料を控除させていただくような形を取らせ

ていただいています。

【朝日】 手数料の割合は、2社同じですか。また違って来るんですか。

【吉川氏】 恐らく、そこの横連携は取っていないので、違う可能性が高いかと思えます。

【朝日】 協定書の内容と、基本的なスキームは2社同じなんですか。

【吉川氏】 これは、どうですかね。

【市長】 じゃあ、事務方から。

【財政局】 では、私のほうから。

基本的に、枠組みといたしましては同じような枠組みで、市民の方からの遺贈に関する希望の相談を無料で行うという枠組みでございまして、それに対する広報ですとかも協定の中にはございまして、そういったものにつきましてはそれぞれ事業者様の得意な分野などを活用させていただいて広報するといったことではございますが、基本的な枠組みは一緒でございます。

以上です。

【朝日】 神奈川県内で先行例はございますか。

【財政局】 ちょっと正式に調べているわけではございませんが、神奈川県ですと、鎌倉市がこういった遺贈に係る協定を結んでいると伺っております。

【朝日】 ありがとうございます。

【司会】 読売さん、お願いします。

【読売】 読売新聞と申します。

何点かお尋ねしたいんですけども、まず、さっき市長がおっしゃっていた、遺贈の相談を受けると1つの窓口じゃなくて窓口がばらばらとおっしゃっていたと思うんですけども、これは市民の方がいろんな窓口に行かなくてはいけないということなのか、それとも、どこかで受けたときに市役所の職員の方たちがいろんな課と課をまたぐので業務が大変になっているという意味なんでしょうか。

【市長】 ありがとうございます。もともと遺贈に係る事務を取り扱うセクションがないということなんです。なので、一体これをどうしたらいいのというのが職員の中でも課題感が非常にあって、結局は、最終的には財政局に落ち着くんですけども、その手順を含めて全くないということなので、相談された担当局が一定の整理をするみたいなことがこれまでであったということなんです。

【読売】 ありがとうございます。大体、一旦まず受け取るのは区役所とかになるんですか。市民からまず遺贈したいという相談を受ける窓口は、多分区役所になると思

うんですけれども、市役所ではなくて。どういった部署がまず一義的に受け取って、そこからいろんなところに相談していくんでしょうか。

【市長】 まず、相談の窓口というか連絡先をしっかりとお知らせするという形で、各区では対応しないのでこちらに御相談くださいという形で、財政局の担当を御紹介する形に、区役所というか、それぞれの窓口ではなると考えています。

【読売】 ありがとうございます。では、今日7月1日から始まるというところなので、何か具体的な窓口、例えば、遺贈専用窓口とかダイヤルを設けたりするということでしょうか。

【市長】 ホームページで御案内させていただく形になります。そこに連絡先もありますので、そちらで御覧になっていただければと思います。

【読売】 ありがとうございます。それが今後の対応で、これまではどこが受けることが一番多かったんでしょうか。

【市長】 最終的には、遺贈いただくという形になりますので財政局が担当するということに、これまでもずっとそうなっていました。

【読売】 市民の方の相談をまず受けるのってどこだったんですか。

【市長】 これがばらばらだったんです。要は、区役所で御相談を受けて、区役所でどうしようかということだったり、あるいは文化関係の方であれば市民文化局が窓口になって受けていたりという形で、それぞれ個別の御相談という形で持ち込んでいただくということが多かったです。

【読売】 ありがとうございます。

そうしますと、受けたときに、ただ単にこういうNPOがありますよ、こういう会社がありますよというふうに今までは紹介していたという理解でよろしいですか。

【市長】 まず、遺贈として受け入れられるか受け入れられないかという判断がこれまでもありまして、実際に受け入れられない状態のものもあったことは事実です。ですから、ものすごくざっくりとした言い方をすれば、現金であれば非常に分かりやすいんですけれども、例えば、土地建物といっても建物の権利者が複数人になっていて、合意を取るまでが難しかったり、土地建物の話にしても、先ほどお話があったようにいろんな形態があるので、それを職員が追いかけていくとかというのが、もう、そもそもその業務ではないところをやっているかざるを得なかったということがあるので、市役所としての限界をなかなか感じていたという部分です。

【読売】 ありがとうございます。

そうすると今後は、相談を受けた後に相談者が、READYFORにしたいとか、

NPO法人にしたいとかと選ぶのではなくて、状況によって市がREADYFORに相談したり、サポートセンターさんに相談したりで運用していくというイメージでしょうか。

【市長】 まず、市役所に相談に来られたときには多分個別の相談で、全部内容が違おうと思いますので、それに応じて御紹介をしていく、アセスメントするという形になるかと思います。

【読売】 では、最終的には市がREADYFORとかサポートセンターに相談するんじゃないかと、寄附者はあくまでREADYFORとサポートセンターと直接やり取りするという理解ですかね。なるほど。

そうすると、ただ単に相談先として御紹介するのと、この協定を結ぶので大きな違いというのは、どこが一番大きな違いなんでしょうか。

【市長】 あ、ごめんなさい、何と。

【読売】 ただ単に、窓口にいらっしゃった方に、READYFORがありますよ、相続・不動産サポートセンターがありますよと紹介すればいいんじゃないかなと思うんですけども、ただ単に紹介するのではなくて、こういった仕組みを構築する意義というのはどこにあるんでしょうか。

【市長】 まず、市民の皆さんにしてみても、信頼できる場所をお願いするというのは、まず川崎市が協定している2社様というのは圧倒的に信頼感があると思いますから、ここの事業者様との契約に基づいていろんなプロセスが進んでいって、事業者様からも報告をいただくという形になりますので、そういった意味での安心感もあるんじゃないかと、信頼があるのではないかと思います。

【読売】 ありがとうございます。

長くなってすみません、あともう少しで終わらせます。

事業者には無料で相談ができますとあるんですけども、市を通さなくても相談は無料ですか。

【吉川氏】 そうですね。

【読売】 ありがとうございます。

あと、遺贈寄附を希望する市民等とあるんですけども、遺贈先は市内とか市に限られるけれども、遺贈したい人は市民じゃなくても、例えば、川崎出身で今は東京に住んでいる人などでもよいという理解でよろしいでしょうか。

【市長】 そのとおりです。

【読売】 ありがとうございます。

【司会】 ほかに御質問よろしいでしょうか。

朝日さん、お願いします。

【朝日】 申し訳ないです、すみません。

手数料のことなんですけれども、こういった仕事は弁護士か司法書士も多分できるんじゃないかなと思うんですが、それよりは手数料がお安くなっているという理解でよろしいのでしょうか。

【吉川氏】 遺贈寄附を実現するためには複数のサービスがセットになって初めて成り立つという実情がありまして、まず、一つは遺言信託を書くということ。これはまさに士業の方々が得意としていることで、我々の場合で言うと、まさに提携先の士業に遺言信託の設定についてお任せするという対応をさせていただいています。

あとは終活事業者ですね、実際に相続発生を通知してくれる事業者様がいないと執行ができませんし、そのほかいろいろな、それこそクレジットカードの解約ですとか、お墓とか、納骨とか、そういったことも含めて誰かが事務を対応しなければいけないので、終活事業者のサービスも附帯させなければいけない。そしてやっぱりそれぞれ専門となる士業の方であったり終活事業者がいらっしゃいますので、そこは我々が自前でやるというよりは、連携をさせていただくと。

その後、包括遺贈を通じて、我々の提携先である中間支援財団が引き受けた現金、有価証券、不動産といった複雑資産を換価換金して、最終的に川崎市であったり社会貢献団体に届けるという、その機能が提供できる主体というのが非常に少ないと理解をしております、恐らく川崎市の皆様がどこか特定の寄附先、川崎市以外の寄附先に門戸をたたいて遺贈寄附をしたいと言っても、そうした複雑資産を含めた寄附については取り合ってくれないというのが常でございますので、そうした機能を提供するというのが我々を御活用いただく意義ではないかなと考えております。

【朝日】 どうもありがとうございます。

【司会】 ほかに御質問よろしいでしょうか。

よろしければ、議題につきましては以上とさせていただきたいと思います。

続きまして、写真撮影をさせていただきたいと思いますので、ちょっとお時間いただければと思います。市長と吉川様と宮川様は、モニターの前をお願いいたします。

(写真撮影)

【市政一般】

《川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例等について》

【司会】 では、引き続きまして、市政一般に関する質疑をお受けいたします。

まず初めに、幹事社様からよろしくお願いいたします。

【神奈川（幹事社）】 神奈川新聞です。

改めまして、まず今日はヘイトスピーチ条例の全面施行から5年で、20年7月から5年たったというところで、改めて所感というか、市長にとってどのようにこの5年というのを受け止めていらっしゃいますか。

【市長】 改めて、この条例に規定しているような明確な違反になるような言動が行われなくなってきたことは、これは条例の一定の成果があると思っています。

一方で、昨今問題になっておりますネット上のヘイトスピーチに関しては、年々その件数は多くなってきているという状況でございまして、非常に看過できない状況になってきていると思っています。

そういった意味で国のほうにも先日、法務大臣にも、それから総務省にも要望させていただきましたが、やはり一自治体では対応できないようなことについては国のほうでしっかりとした体制というものをやっていただきたいと思っています。

【神奈川（幹事社）】 あのかきは市民や市議、職員、会派を超えて、本当にオール川崎として理解を求めながら、深めながら条例を打ち立てたと思うんですけれども、あのかき描いていた未来と今の未来というのは、市長の中で思い描いたものと違いますか。それとも、市長もあれば相当パワーをもってやったものだと思うんですけれども。

【市長】 今の前の発言を繰り返すことにもなると思いますが、制定当時と今のSNSの効果というものは、もう飛躍的というか、指数関数的な影響力を持っていることを考えると、そういう意味では、アナログでというか、生で喋るということだけではない世界が広がってきていることに非常に危惧をしているということは感じます。

【神奈川（幹事社）】 思い描いていた未来とはやっぱりちょっと違ったというか。

【市長】 いいえ。というのは、条例制定時から申し上げてきましたけれども、この条例があれば不当な差別だとか偏見がなくなるかといったらそうではないと。そういった土壌を生まない環境をつくる意味でも、やはり継続的な中長期にわたる取組というのが必要で、そういうことを地道にやっていくしかないんだということは条例制定時からですので、これからも条例に込められた思いというものをしっかりと政策でつなげていくことをしていかなければならないと思いますし、まずは市民の皆さんが、自分を大切にすることがゆえに相手の人権も大切にするという基本的なことを、今、分断と言われている世の中だからこそ大事にしていかなければならないんだと思いますし、自治体の長として、そういうことをある意味しっかりと繰り返し強く言っていかなきゃいけないという思いを強くしています。

【神奈川（幹事社）】 そういう意味では、やっぱりいまだに埼玉県のクルド人の問題なんかというのは、市長としては胸が痛むというか、なかなか……。

【市長】 まあ、ちょっと私も、他の自治体で行われていることの詳細について分かっていないので、ちょっと軽々な発言は避けたいと思いますが、いずれにしてもいろんな人権問題がある中で、危惧している事例というのはリアルでもネットでも起こっているということだと思います。

【神奈川（幹事社）】 だから、市長としてはやっぱり今後も強く川崎から訴えていく、国に対してというフェーズに入ってきたのかなと思ったんですけども。

【市長】 そうですね、今回は川崎市というよりも、国に対応を求めるのは9都県市の要請ということでもありますので、首都圏共通の思いとして言っているということです。そういう意味では一自治体ではない動きになってきているということだと思います。

《等々力陸上競技場での撮影事業における騒音について》

【神奈川（幹事社）】 あと、すみません、別件なんですけれども、先日の議会の一般質問、等々力緑地のことで、等々力陸上競技場を使ったイベントで改造車などが約100台以上現れ、爆音で住民の皆さんが迷惑を被ったというようなお話が出たと思うんですけども、市長も、等々力緑地がどういうものになればいいかという話で、市民の憩いの場になってほしいという願いもありましたけれども、そこはちょっと相反する事態だったと思うんですけども、市長がこの事案を把握したのはいつだったんでしょうか。それと、それを把握したときにどのような指示を出されたのでしょうか。

【市長】 私が事案は知ったのは4月25日で、これは「市長への手紙」の閲覧という形で知りました。そのとき、ちょっと詳しく、私、どういう状況になっているのかというのがよく分かっていなかった部分もありますので、まずちょっと調べてということは話したと記憶しています。

実際には、これは指定管理者が許可を出した撮影事業だという話だったので、利用申請のときとは異なる利用のされ方をしたということからすると、非常に遺憾だと思っています。

【神奈川（幹事社）】 とどろきパークも、5月上旬から改定などをして二度と起こらないような対策を取っていると思うんですけども、やっぱり民間事業としてはお金を稼ぐところも必要であって、今後もこういうようなことが起こり得るのかなと危惧をしてしまうんですが、市長はその辺はどういうふうな。

【市長】 いろいろな危惧というのはあります。それは直営であってもそういう危惧というのはあると思います。しっかりルールが徹底できるような形でやらないとやはり信頼は得られないと思いますので、その辺りはしっかりとコミュニケーションをとっていきたいと思っております。

【神奈川（幹事社）】 ありがとうございます。

《教員の児童盗撮事件について》

【t v k（幹事社）】 同じく幹事社のt v kです。よろしくお願いします。

私からは2つで、まず、名古屋県警の発表で、名古屋市や横浜市の教員による児童の盗撮事件が判明しました。これについて福田市長の受け止めと、川崎市でも何か調査など、お考えがあれば教えてください。

【市長】 まず、事件の一報を知ったときは、ちょっともう、本当に信じられないような思いで、こんなことがあっていいのかという、本当に、ちょっと怒りを乗り越すような話でありましたけれども、まだ関わっていたと思われる人の一部しか分かっていないということなので、本当に恐ろしい話でありますけれども、本当に、本市の教員が関わっていないことを心から願うばかりであります。本当に信じられないような事件ですね。

【t v k（幹事社）】 何か対策、調査などは行う予定はありますか。

【市長】 いいえ、調査は行っておりませんが、ちょっとこれは調査しようがないというか、まさに捜査も入っているんだと思うんですが、それを待つしかないんじゃないかとは思っていますが。

【t v k（幹事社）】 分かりました。ありがとうございます。

《JR川崎駅南武線の発車メロディ「川崎市歌」を活用した玩具について》

本日、市制101周年で様々なイベントがある中で、ミュージアのほうで、JRと川崎市共同での南武線発車メロディーの玩具が登場しました。これについて、市長はこの企画についてどのように感じていますか。

【市長】 ああ、あの発車メロディーのあれですか。

【t v k（幹事社）】 そうです、はい。

【市長】 あれ、面白いですね。あのメロディー、発着メロディーについては、市立の高校生が取り組んだもので継承されてきたという、非常に大切なメロディーだだと思います。今回こういう、何というんですかね、あれが何という物なのか分かりませんが、ああいう形で少し残されたというのは、JRさんがつくられたというのは、何というかJRさんもそういう思いを持っているということはいずれ

ことだなと思います。

【t v k（幹事社）】 ありがとうございます。

【市長】 すごいリアルですね、私も聞きましたけれども。

【t v k（幹事社）】 ありがとうございます。

《JFE跡地の土地利用転換について》

【司会】 では、幹事社様以外でお願いします。

日経BPさん、お願いします。

【日経BP】 ありがとうございます。日経BPと申します。

JFEスチールの京浜地区の跡地利用について、幾つか伺えればと思います。

まず、そもそもなんですけれども、JFEの京浜地区、もともとあった高炉というのが地元経済においてどういった存在だったのかということと、その跡地利用が地元経済にとってどのような重要性を持つのかという点について、コメントいただけますでしょうか。

【市長】 まさに製鉄の町というか、川崎は日本鋼管の時代から長年にわたって、この川崎市のみならず首都圏の経済を引っ張ってきた、その象徴的なものが、一つ、高炉だと思います。そこに思いを持っている方は市民の中にもたくさんいるし、高炉が止まったというのは、人の思いということもそうですし、経済的にも大きなインパクトがあると思います。

一方で、何といいましょうか、私たちの経済というのは、川崎の臨海部は特に重厚長大産業といいますか、鉄、石油、化学、こういったところで発展してきて、まさにカーボンの世界で産業を引っ張ってきたというところから、高炉の休止というものがまさに炭素から脱炭素への大きな転換になるような、逆にまたそれも新しい産業をつくっていく大きなスタートになるのではないかと考えています。そういった意味でも広大な土地利用転換というのは、カーボンニュートラルの中でどうやって新しい産業をつくっていくかという100年に一度の大転換期になると考えていまして、これは本市の成長のみならず、我が国の経済成長にどうやって資するものをしていくかということが大事だと思って、今、取り組んでいるところです。

【日経BP】 ありがとうございます。

地元の自治体として、その跡地の利用に関してどのように関与していくのかという点についても伺いたいと思います。

【市長】 地権者であるJFEさんとは連携協定を結んで、この土地利用転換を一緒に進めていこうということでやっておりますので、思いを共有しながら、どうい

のを誘導していくのがいいのかということを一歩一歩連携しながら進めています。インフラみたいなものは自治体でしかできない部分もあるので、しっかりと連携してやっていかなければならないなと思います。

【日経BP】 ありがとうございます。

《路上演奏の登録制の試行実施について》

【司会】 産経さん、お願いします。

【産経】 産経新聞です。よろしくお願いします。

路上ライブの登録制の関係でお伺いしたいんですけれども、もともと表現活動を管理するってなかなか難しい話だと思うんですけれども、特に川崎の路上ライブというのは、これまで割と自由にやられていて、川崎の個性の一つみたいなのところがあったかと思うんですけれども、一方、必要性は必要性で分かるんですけれども、これを管理することのデメリットというのはどういうものがあるとお考えか、教えてください。

【市長】 これから実証をやっていく中で、どういう形になっていくのかは、これからやる中でしっかり検証していくべきものだと思っていて、今何かデメリットを想定しているかといったら、私自身はそれは思っておりません。

そもそも道路の話ですから、普通に考えるとなかなか、やってはならぬという話になってしまうんですけれども、しかし、私たちが音楽のまちづくりとして路上ライブも含めて一つの文化というか、そういうものとどうやって折り合いをつけていこうかという中で許容してきた部分はありますけれども、そこが、やはりみんなにとってふさわしい活用のされ方というか、道路をどうやって活用するかって、非常に言い方としては難しい、微妙なところなんですけれども、一定のルールでやっていくというのは、音楽関係者の皆さんともいろいろ議論した後にこういったものをつくってきたので、まずは試してみて、やっていきたいと思っています。

【産経】 分かりました。どうもありがとうございます。

《川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例等について》

【司会】 ほかに。

共同さんで。

【共同】 共同通信です。

言葉尻を捉えるようで申し訳ないんですけれども、先ほどヘイト条例5年の受け止めを市長がおっしゃったときに、明確な違反がなくなってきたことは成果だとおっしゃったと思うんですけれども、明確な違反がなくなってきた一方で……、まあ、明確なと表現されたのはネット上でのヘイトを意識した発言なのか、それとも、明確では

ないけれども、やっぱりまだ実世界でのヘイトも起きているという理解なのかでいうと、どちらを意識しての発言でしたか。

【市長】 それは、路上でのということです。

【共同】 条例というか、この5年間で刑事罰に直ちにつながるような明確な違反はなかったけれども、やはりちょっと危ういというふうに判断……、危ういかなと思われるものはあったというか。

【市長】 明確に、要は、何というか、条例で違反だというのは現在のところ出てきていないということなので、それは成果があったと思っています。

一方でという話、後段の部分はネット上のお話をさせていただいております。

【共同】 ありがとうございます。

条例、全面施行5年で一つの節目だと思うんですけども、条例に何か課題があって、改正する見込みだったり、そういう必要性があるかどうかについては、どのようにお考えですか。

【市長】 これまでも申し上げてきましたけれども、やはりこの条例をしっかりと運用、正しく運用していくことがとても大事だと思っていまして、それを拡大解釈だとかいう形になりますと条例そのものの信頼性を失うことになるので、その辺りは第三者の委員会の皆さんがしっかりと判断していただいているということは、非常にいい仕組みで今できていると思っていまして、何か今の条例を改正したりという必要性は感じておりません。

【共同】 ありがとうございます。

《参議院議員選挙について》

【司会】 朝日さん、お願いします。

【朝日】 すみません、ありがとうございます。

参院選の公示が3日ということなんですけれども、参院選に対して論戦に期待する点や注目したい点があれば教えてください。

あと、国会議員への特別市の要請活動、指定都市市長会のプロジェクトリーダーとして御活動をされていると思いますけれども、何か感触というか、現時点での温度感みたいなものを教えていただければと思います。

【市長】 ありがとうございます。

まず、参議院選挙ですね。やっぱり、このところ選挙のたびに何か給付の話ですか、無料化、無償化みたいな話がとても多いので、それについて、本当、どういう財源で、どういう見込みでというのを、ちゃんと冷静に議論を、論争を展開してほしい

など思っています。ただただ将来の負担につけ回すようなことはあってはならないと思いますし、そこがちゃんと議論がなされないと国民からの信頼は得られないんだと、私自身は思っています。ですから、その辺りの論戦を大いに期待したいと思っております。

特別市に関しては、先日も、第2回目の国会議員の会を、会期末直前の大変お忙しい中、朝8時からまた開いていただいて、会として特別市の法制化というか、地制調(地方制度調査会)(※補記)に、調査審議に加えるべきだという決議までいただきました。これは非常に大きな、さらに大きなステップだと思っております。今回、参議院選挙を挟みますけれども、ぜひ参議院選挙以降にでも、しっかりとまた国に対して、国会議員の皆さんにも御協力をお願いして、確実に地制調の調査審議に乗っかるように働きかけを強めていきたいというふうに思っています。

【朝日】 ありがとうございます。

《特別市について》

【司会】 時事さん、お願いします。

【時事】 時事通信の古閑です。

すみません、特別市の関係の先ほどの話なんですけれども、総務省のワーキンググループですか、大都市に関する報告書案もまとまりましたけれども、大都市のいろいろな制度の可能性があって、特別市も当然取り上げられているんですけれども、結構課題も多いというような書きぶりもあって、久元市長は、正面から課題を結構、相当ページを割いて正面から議論されているのでという、割と、まあプラスのようなことをおっしゃっていますが、市長はワーキンググループの報告書案を見られて、実際どんな感じに思われていますでしょうか。

【市長】 まず、ワーキングチームのほとんどのページを、特別市のところでページを割いていただいていること自体、非常にありがたく思っておりますし、あそこのワーキンググループで結論を出すものではもともとないというたてつけですから、両論併記されるというのは想定内と思っております。ですから、非常に前向きに私は受け止めさせていただいておりますし、ここまでワーキングでやっていただいたので、ぜひ調査審議になるようお願いしたいと思っております。

【時事】 分かりました。すみません、ありがとうございます。

【司会】 ほか、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、定例市長記者会見を終了いたします。ありがとうございます

ございました。

(以上)

・この記録は、明らかな言い直しや言い間違い、質問項目など整理した上で掲載しています。

(お問合せ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当